

PICK UP

※市政ピックアップ



軽自動車税の納付はお早めに

●お問い合わせ先
 「原動機付自転車、小型特殊自動車の変更など」市民課住民係 ☎26-5723、各総合支所市民福祉課
 「課税の内容」市税務課税係 ☎26-5711 「納税の相談」市納税課納税係 ☎26-5719

**平成25年度軽自動車税
納税通知書を発送しました**

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車を持つ人に課税されます。

**納期限は5月31日金
1年分を1回で納付**

軽自動車税は、月割り課税はありませんが、4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても税額が減額されることはありません。

変更などがあった場合の手続き

軽自動車の新規登録はもちろん、名義変更、車体変更、廃車などの異動があった場合は、それぞれ手続きが必要です。人に譲ったり、盗難にあつたり、スクラップにしたりした後も名義変更や廃車の手続きをしないと、所有者であった方に毎年軽自動車税が課税されます。

また農耕作業用自動車（農耕トラクター、自脱型コンバインな

ど）も、軽自動車税の課税対象であり、諸手続きも同様に必要です。

【市役所での手続き】

軽自動車などの種類	諸手続きの受付窓口
原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所1階市民課 ☎26-5723 各総合支所市民福祉課

市役所で受け付けする右表の手続きには、次のものがが必要です。

新規登録／所有者の印鑑、**車体**を特定できる資料

車体変更／所有者の印鑑、**標識**交付証明書または車体を特定できる資料

名義変更／新・旧所有者の印鑑、**標識**交付証明書または車体を特定できる資料

廃車／所有者の印鑑、ナンバープレート、**標識**交付証明書または車体を特定できる資料

※1 車体を特定できる資料／**標識**交付証明書、**車台**番号などを記載した書面（販売店印のあるもの）、**販売**証明書、**自賠**責保険証書、**車台**番号の石摺り、**廃車**証明書など

【その他での手続き】

軽自動車などの種類	諸手続きの受付窓口
二輪の軽自動車 （250ccを超え 250cc以下）	全国軽自動車協会連合会山形県事務取扱所庄内支所（三川町） ☎0235-680611
二輪の小型自動車 （250ccを超え）	東北運輸局山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所（三川町） ☎05055402014
軽自動車 （二輪を除く）	軽自動車検査協会山形事務所庄内支所（三川町） ☎0235-681350

◆右表の手続きは、山形県民家用自動車協会酒田支部（日の出町一丁目）☎24-3367でも代行しています（ただし、代行手数料が別途必要）。

軽自動車税の減免制度

身体障がい者が所有する軽自動車などについて、新規に税の減免を受けようとする方は、5月24日（金）までに市税務課または各総合支所市民福祉課へ申請してください。すでに減免申請済みの場合、または昨年度からすでに減免を受け

ている場合は、変更がなければ改めて申請する必要はありません。普通自動車の減免を受けた方は、軽自動車税の減免を受けられなくなりするので減免消滅の届け出をしてください。

必要なもの／印鑑、身体障害者手帳など、運転免許証、車検証

**納付1か月以内で
車検用の納税証明書を
申請される方へ**

コンビニエンスストアや金融機関などで支払った場合や口座振替などの納税確認は、最長2週間から3週間かかる場合があります。車検用の納税証明書の交付を市民課および各総合支所で申請する場合は、納付が確認できるものと車検証を持参してください。

口座振替を利用の方には、6月中旬に納税証明書を郵送します。

※2 納付が確認できるもの／記帳された通帳や領収書など

U-I-Jターン 人材バンクに登録しませんか

●お問い合わせ／市商工港湾課工業労政係 ☎26-5757

本市では、人材不足の解消と産業振興を図るため、「U-I-Jター
ン人材バンク(無料職業紹介所)
」を開設しています。これは、即戦
力となる高度な人材を求める市内
企業と、市内へのU-I-Jターンを
希望する求職者との雇用の橋渡し
をするものです。

具体的には、企業と求職者それ
ぞれの情報を市ホームページで公
開し、希望が合致する場合は面接
の設定などを行います。

求人	市内に事業所がある企業
求職	市内へのU-I-Jターン希望者
業種	製造業、情報通信業、設備工事業、デザイン・機械設計業、再生資源卸売業、廃棄物処理業
職歴	おおむね2年以上の次の技術職、専門職、管理職経験者
職種	技術職 専門的・科学的な知識を応用した技術的な職務 (例/液晶ディスプレイ設計技術者、電気機器生産技術者、ソフトウェア開発技術者など)
	専門職 各分野で高度な専門知識や資格を必要とする職務 (例/管理栄養士、経営指導員、広告デザイナーなど)
	管理職 事業経営の方針決定、執行計画の樹立、業務の監督、統制、経営管理に関する職務 (例/会社社長、営業課長、経理課長、店長、施設長、支配人など)

家族、友人や知人で、市内での
就職を希望する市外在住の方がい
ましたら、ぜひ求職者登録を勧め
てください。また求人希望する
企業の方はぜひ登録をお願いします。

※U-I-Jターン

「Uターン」進学や就職で出身地から
地域外へ転出した後、出身地に戻る
「Iターン」出身地にかかわらず、住
みたい地域を選択し移住する
「Jターン」進学や就職で出身地から
地域外へ転出した後、出身地の近隣地
域に戻る

酒田市雇用創造協議会の職員を 募集します

●お問い合わせ／市商工港湾課企業誘致・産業振興対策室 ☎26-53361

本市では、雇用機会の拡大を目的として、市内の経済・農業・漁業・観光団体などと連携し「酒田市雇用創造協議会」を設立しました。当地域の雇用を促進するため
の人材育成セミナーの企画・運営
や農林水産物を活用した商品開発
などの業務に従事する協議会の職
員を募集します。

	職種	人員	業務内容
①	統括推進員 (リーダー)	1人	予算管理、セミナーの運営管理など
②	事業推進員 (スタッフ)	3人	各種セミナーの開催・運営、情報発信業務
③	統括支援員 (リーダー)	1人	④の事業統括
④	実践支援員 (スタッフ)	3人	農産加工品等の開発業務、販路拡大調査業務、旅行商品の開発業務、情報発信業務など

雇用期間／7月上旬～平成26年3
月31日予定(最大で平成28年3月
31日まで延長可)

勤務場所／酒田市雇用創造協議会
事務所(推進員は中町、支援員は
亀ヶ崎を予定)

給与／リーダー①、③「月額
25～30万円」スタッフ②、④「
月額20～25万円」

待遇／社会保険、雇用保険などあ
り。休日は土曜・日曜日、祝日など
応募資格／普通自動車運転免許を
持っている方(AT限定可)、パ
ソコン操作ができる方など

提出書類／ハローワークの紹介状、
履歴書(自筆)、職務経歴書(形
式問わず)、志望動機(自筆・
400字詰め原稿用紙1枚)

応募方法／5月27日(必着まで、
提出書類を〒998-0044、
酒田市中町二丁目5-10、酒田産
業会館内 酒田市雇用創造協議会
事務局(市商工港湾課企業誘致・
産業振興対策室)へ郵送または持参
選考／書類・面接による

◆詳細はハローワークの求人情報
または市ホームページ掲載の募集
要領などをご覧ください。